

中国国民党における黨員と党費問題にかんする考察

家 近 亮 子

一 問題の所在

一九九七年の調査によると、中国共産党の黨員数は五八〇〇万人であった。総人口（二億二〇〇〇万）に対する黨員の割合を算出すると、その割合は約二〇分の一になる。すなわち、人口二〇人に一人の割合で黨員がいることになる。また、九二年から九七年の五年間の新規入党の黨員は九九二万五〇〇〇人であり、年平均一九八万五〇〇〇人が入党していることになる。⁽¹⁾「ひとりっ子政策」の実施で人口増加率が抑えられることを考慮に入れると、人口に対する黨員の割合は今後更に上がっていくことが考えられる。

中華人民共和国が成立した一九四九年の中共の黨員数は、四四八万八〇八〇人であった。⁽²⁾当時の中国の人口は五億四〇〇〇万人であったため、中共は人口一二〇人に対して一人の割合の黨員で国家建設を開始したことになる。これに対して、南京国民政府が全国の統一を達成して、実質的に全国支配を開始させた一九二八年一月に中国国民党中央が党証を発行した黨員数は、一三万四五〇九人（登記黨員は、一七万八八七七人）であった。⁽³⁾これに軍隊党部の七万を加えても、当時の人口は四億七四七八万七三三八六人であったから、人口に対する黨員の比率は、二三三二

一分の一になる。すなわち、中国国民党は中国共産党の約一九分の一の黨員比で国家建設を開始せざるを得なかつたのである。中国国民党がいわゆる「以党治国」を文字通りに実践するためには、基本的に黨員の絶対数が極めて不足していたことは明らかであつた。そして、当然ここには党組織の絶対数の欠如という問題も内包されてくるのである。⁽⁵⁾

中国国民党の黨員に対する規定は、非常に緩いものから始まる。孫文は最初の革命団体・興中会をホノルルで結成したが、会員は在在華僑で構成されていた。当然彼らは中国国内で展開される革命行動に直接的に参加することはできず、会の主旨に賛同し、資金援助を提供するだけの存在であつた。孫文の一般黨員に対する規定の基本形はここにあつたが、それはいわゆる「メンシェヴィキ型」黨員規定に符合するものであつた。孫文の黨員に対する規定が大きく変化するのは、中華革命党の結成からである。ここで孫文は、黨員に対して個人の自由、そして生命をも党のために犠牲にすることを強いる。黨員は重い財政負担と自己犠牲という責務を負わされたのである。本稿においては、この黨員規定を「孫文型」黨員規定と定義する。

一九二四年の第一次国共合作は中国国民党の党則にも様々な影響を与えた。その中で最も重要な点と思われるのは黨員の規定、組織規定の変化である。ここではいわゆる「レーニン型」黨員規定が採用され、黨員は軽減された党費負担と党の工作への参加をその義務とするようになった。しかし、のちに述べるように、孫文は制度改革を実行しながらも、その本質は中華革命党の時期と変わっていない。そして、その精神は蔣介石に引き継がれ、中国国民党のなかで生き続けるのである。

中国国民党は国共合作分裂後も多くの点でその遺産を引き継ぐ。黨員規定、党費規定、党の組織規定にほとんど変化は見られない。すなわち、国民党は反共を實行しながらも制度面では共産党を容認し続けるのである。と同時に、国民党は独自の規定方針をも払拭することはしなかつたのである。そのために、黨員規定に關していえば、先に述べた三つの型が時には併存することになった。そして、抗日末期から内戦期にかけては、黨員に過重な負担が強いられることになる。まさに「孫文型」黨員規定の復活が見られたのである。そして、このことが大陸時期の中国国民党の失敗の大きな要因の一つになっていくように思われる。

本稿においては、これまでの研究では十分に言及されてこなかつた中国国民党の組織面の特徴、特にその人的基盤となるべきであった黨員と、その黨員にとって、密接な關係があつた党費問題から同党の政治運営の特質と問題を明らかにし、その失敗の一因を分析していく。

二 興中会から中国国民党結成まで

南京国民政府が全国政權となつた一九二八年一〇月、中国国民党は「中国国民党組織法」を公布した。従来の「組織法」は、「中国国民党總章」⁶⁾に包括されており、法としての独立性はもつていなかった。しかし、北伐完了後国民党は本来「総章」の一部であつた「組織法」に独自の解釈を加え、体系化した法規として自律させたのである。それに先立ち『党化小叢書』の六として『中国国民党的組織法』⁷⁾が出版された。このシリーズ本は、中国国民党が革命党から政權党へ移行するにあたり、党の組織概要を党内外に示し、訓政時期における「以党治国」の実現を企

図して出されたものであった。この本の編者である丁⁽⁸⁾は、その「序」のなかで、「一つの団体が力量をもつには、完全に厳密な組織に頼らざるを得ない。……厳密な組織には行動の一致と規律が必要である。(これを実現するためには) 党員は主義を諒解し、党の訓練を受ける必要がある」と述べ、この本の出版目的を、「これまでの党綱は簡潔すぎて詳細な説明がなく、一般人には分かりにくかった」ため、解説を加えることにあると説明した。ここで丁は、党員を「党の細胞」と定義し、「国家における人民」「人体における細胞」と同等の重要性をもつことを指摘したのである。⁽⁹⁾

これより以前の一九二七年一〇月、当時武漢政治分会委員であり、のち改組派の一員となった王楽平は『中国国民党的組織及訓練』を出版しているが、王によると、中国国民党においてこの種の教本は、施存統が広州の中山大学の試験用参考書として出版したものがあただけで、内容は「はなはだしく不充分」であつた。⁽¹⁰⁾したがって、王の著作がはじめての本格的教本となるものであると説明している。ここで王は、ソ連においても党員にかなする規定は、「レーニン派とメンシェヴィキ」の間で主張が異なっていたことを指摘した。すなわち、レーニン派は「ただ党綱を承認し、経済を維持するだけでなく、必ずや積極的に党の工作に参加するものをもって一個の党員」と認定する。これに対して、メンシェヴィキは「およそ党を賛助し、党の監督を受ける者を一個の党員」と認定する。すなわち、「社会的地位などの理由から直接党の工作に参加できない人物を排除してしまつては、優秀な人物を組み入れることができなくなる」ため、彼らはこのような定義をしたのだが、これに対して、レーニン派はこのような規定は、「機會主義者の党への侵入を許し、腐敗化の原因になる」として強く抵抗したのである。⁽¹¹⁾王楽平は、中国

国民党は「ロシア革命においてレーニン派の主張が最終的に勝利したという事実」を踏まえなくてはならないとしたり、⁽¹²⁾「中国国民党総章」の第一条が「レーニン派の主張を入れて規定された」ことを評価した。このような党員に対する規定が第一次国共合作の副産物であったことは、いうまでもない。

孫文は一九一九年一月一日中国国民党の結成を宣言し、「中国国民党規約」を公布した。党員の規定は第二章にある。そこには、党員の義務としての入党金（二〇元）納入の規定、「党員は本党宗旨及び一切の規則を遵守する」との規定は見られるが、党の工作への参加の義務は謳っていない。特徴的なのは、党費にかんする規定が独立し、一章を設けられていることである。これによると、党費には入党金、年会費（二元）の定額納入金の他、特別納入金、借債（⁽¹³⁾党員からの借款）があるが、これらは何か事件等が起きるたびに総理の名で徴収される不定期納入金であった。⁽¹³⁾すなわち、国民党はこの時点では党員の役割として、党の工作への参加よりも党義への賛同と資金源の確保の面を重要視していたことがわかる。これはまさに「メンシエヴィキ型」党員規定に符合する。

このような特徴は、興中会時期にも見ることができ、一八九四年ホノルルで興中会が発足した当時、入党金は五元であり、年会費の規定はなく、党員に関しては「華人」であること、もしくは、会の主旨に賛同すること以上には条件が付けられていなかった。⁽¹⁴⁾しかし、翌年香港に興中会総支部が成立し、更に詳細な章程が発布されると、入党金五元他に、資金調達のためから株式投資のための銀会の設立が謳われ、一口一〇元の出資で株に投資することが奨励されたのである。⁽¹⁵⁾党員に対する財制負担が重くなったことがわかる。これが、他の革命団体との「大同団結」で発足した中国同盟会になると、入党金は一元に減額され、他の財政負担もなくなる。⁽¹⁶⁾このことは、当時の

他の革命団体の財政がおおむね義捐金でまかなわれ、極力黨員への負担を少なくしようとしていた風潮を反映したものとされる。しかし、孫文の私的組織としての傾向の強い中華革命党になると、入党金は一〇元に、そして年会費（一元）が明記されるようになる⁽¹⁷⁾。

このような黨員に対する規定は、当初孫文が黨員の主体として、「海外華人」を念頭に置いて発案したためのものであると考えられる。すなわち、彼らは革命のための財政負担の担い手としての役割を課せられたのである。しかし、中国国内へこの規定を適用する場合、黨員に過重な財政負担を強いることになったことは想像に難くない。なぜなら、当時の労働者の月給は一〇〜二〇元が平均であったからである⁽¹⁸⁾。このことが、中国国民党が一般大衆を遠ざける一因となっていたことは明らかである。これに対して、中国共産党は結党当初から入会金を設けず、月収の額による党費の段階別納入方式を導入し、月収が二〇元以下の労働者は月二角、失業者は党費が免除される規定であった⁽¹⁹⁾。中共に多くの学生、若者が入党していった一つの要因はここにもあったのかもしれない。

孫文において、黨員の役割はメンシエヴィキ的発想から発足したことは明らかである。しかし、孫文は「中華革命党総章」において、「およそ本党に入党する者は、すべからく一個人の身命・自由・権利を犠牲にし、革命の成功を図る」ことを条件にするという条項を設けた。また、それぞれの黨員には少なくとも一人の新入黨員を紹介することが義務づけられていた⁽²⁰⁾。これらの規定は、「レーニン型」に勝る厳しいものであったのである。すなわち、財政負担に合わせて黨員はあらゆる自己犠牲を強いられたのである。先に述べたように、このような規定は中国国民党になると消滅する。それは、国民党が公開された近代政党として発足するためであったが、中華革命党が中国

国内において思うように黨員を拡大できなかったこともその要因として考えるべきであろう。しかし、「孫文型」黨員規定の理念はその後も蒋介石を媒体として中国国民党内部に根強く残存するのである。

三 第一次国共合作成立から三期三中全会（一九三一年一月）まで

孫文は一九一九年一〇月一〇日に「中国国民党規約」を発表してから、二四年一月三〇日の一全大会最終日に「中国国民党総章」を採択するまでの間、三度にわたって党務の整理を行い、「総章」に修正を加えている。その最終修正の「総章」は、二二年九月から作業が進められ、翌二三年一月二日に発表された。この時の作業には、汪精衛、胡漢民、茅祖權らの国民党員の他に陳独秀が加わっていたことに特徴があった。⁽²¹⁾ ここでの黨員規定は、第一章第一条に見られ、「およそ中華民国の成年男女にして、本党党綱に賛同し、並びに本党の一切の規章を遵守することを願ひ、黨員二人以上の紹介があつて、入党願書を具備し、本党より党証を給与するを經た者は、本党黨員となす」とある。また、党費に関しては、次のような条項で説明されている。本党の経費は、「(一) 黨員入党金、(二) 黨員年会費、(三) 黨員特別納入費、(四) 募債によつてまかなわれる」と。⁽²²⁾ ここからわかることは、黨員にかんする規定は、黨員には党の工作への参加の義務がないことと党の経費は基本的に黨員からの納入金のみでまかなわれるという点で「中国国民党規約」のものとは全く変わっていないということである。

黨員にかんする規定が大きく変わるのには、一全大会からである。ここで採択された「中国国民党総章」にたいして、橋樑が「私どもは容易にソヴェエト露西亞の内部組織及對外態度を連想させられるのである」⁽²³⁾ と述べているよ

うに、一九二三年一〇月コミンテルンから派遣されて顧問となつたポロディンの指導下で修正が加えられていた。黨員にかんする規定は第一章第一条に「中国国民党員は、性別を分かつず、凡そ本党の党綱を接受し、本党の議決を履行し、本党所轄の党部に加入し、時に依り党費を納入することを志願する者は、均しく本党黨員となるを得る」とある。ここには、中国国民党において初めて党の工作への参加の義務が明文化されたのである。また、経費にかんしては、「本党の経費は黨員より納められる党費、党の最高機関の補助及びその他の収入を持つてこれを充つ」と修正が加えられ、初めて党支部への中央からの助成が導入された⁽²⁴⁾。

更に大きく変わったのは党費にかんする規定である。ここでは党費は月二角とされ、入会金は徴収されず、「失業、疾病等の事故に遭つた場合は、党費は免除される」規定となつた。⁽²⁵⁾これは、完全に中国共産党の党規約を踏襲したものであるといふことができる。この規約改正で、労働者、農民、学生、及び失業者が国民党に入党しやすくなつたことは明らかである。党費にかんする規定は、その後も長く改正されることはなかつたのである。⁽²⁶⁾孫文はこのような改正を容認する代わりに、「三民主義の実現、五権憲法の創立」、総理を孫文と指定すること（二三年の時点で総理制の導入は決定したが、孫文とは明記されていない）を明文化したものとと思われる。

しかし、規約改正にもかかわらず、孫文の黨員にたいする基本姿勢には大きな変化はなかつた。それは、当然コミンテルンとの合意の下に作成された「一全大会宣言」には表れていない。孫文の本音は大会における開会の詞と閉会時の演説にみられる。孫文は開会の詞のなかで、「政党で最も重要なことは、黨員の精神的結合である。そのためには、それぞれの黨員が自由を犠牲し、個人の能力を捧げることが必要である。個人が自由を犠牲にすれば党

全体が自由を得、個人が能力を捧げれば党全体が能力を得ることができる。党全体が自由を得、能力を得たところ
で初めて革命の大事業を担当し、国家を改造することができるのである」⁽²⁷⁾と述べた。この表現は中華革命党結成時
とほとんど変化がなく、「孫文型」の党員像を見ることができると述べてはならない。また、閉会時孫文は「三民主義は永遠に不変の
ものであり、終始改変することのないものであり、修正可能な政綱とは区別しなくてはならない」ということを強
く主張した。⁽²⁸⁾そして、党員は「(三民主義に)心服し、その実行に完全に責任を負わなくてはならない」⁽²⁹⁾と述べた。
孫文にとって国共合作は、ソ連の援助による党軍の建設と同時に三民主義の普遍化の確立を実現するための一つの
方策であった。そのため、孫文は党組織の改編にコミンテルンが強く介入してくることは容認の姿勢を示したの
である。

しかし、国民党の一般党員の間にはこのことに関する疑問と不信があった。「中国国民党総章」改正の議題は、
一大大会中の一九二四年一月二三日午後の第八回会議上出され、その後数度にわたって審議されたが、二八日午前
の第十二回会議で通過する時、激しい論争があった。論点は「本党党員は、他党に加入するを得ず」という条項を
加筆するかどうかにあった。席上李大釗は、「われわれが」本党に加入するということは、本党主義に服従し、本
党党章を遵守し、国民革命事業に参加するということであり、絶対に国民党をして共産党と化することを願うての
ことではない」としてこの案の無効を主張した。李希蓮からは「党員は総理の許可なくして他党に加入せず」と
修正したらどうかとの意見も出されたが、廖仲愷の「この度の彼らの加入は、本党にとって一個の新生命である」
という発言で決着を見、この条項は「不必要明文規定」として採決され、明記されなかった。⁽³⁰⁾この結果、いわゆる

「跨党黨員」の存在が許されることとなったのである。

この「跨党」問題は、一九二六年五月の「党務整理案」の時も、二七年三月からの清党の時も審議されず、その解決は二八年二月の二期四中全会において採択された「各地党務整理案」においてようやく決着を見た。この会議は、蒋介石・陳果夫・丁維汾・宋子文・經亨頤・繆斌・何応欽・丁超五・何香凝・譚延闓・蔡元培ら二三人を中心としていたが、蒋介石が初めて主導した党の中央会議であった。蒋介石はこの会議で自らの理念の制度化を實行したが、それは「以党治国」を文字通り実行する内容であった。この時期国民党内で最も盛んであった議論は、「党治」の在り方をめぐる議論であった。この問題にかんして当時蒋介石のブレインであった周枚蓀は、「党の主義と政綱の具体化」「党の權威の制度化」の必要性を強く訴え、「人治にまさる党治」確立の重要性を強調した。⁽³¹⁾ 蒋介石の大きな目標は、制度によって保証される権力の確立にあり、それは必ず国民党の絶対的權威確立の上に構築されるべきものであったのである。⁽³²⁾ 野村浩一氏の指摘するように、伝統的に国民党は制度的手続きを非常に重視する組織であり、⁽³³⁾ 蒋介石もまたその例外ではなかったのである。

この党機構改革の過程で黨員にかなする規定も一部変更を見る。二期四中全会において中央執行委員会は宣言を發表し、「今後党国の生命と革命工作の成功の基礎は、唯一我が党同志が主義を信仰し、規律に服従することにある」⁽³⁴⁾として、黨員に対して党への絶対的服従を要請した。また、蒋介石・丁維汾・陳果夫は連名で「整理党務計画案」を發表し、正規黨員の資格獲得のためには、「登記(予備黨員)↓考査↓訓練」の三条原則を厳守すること、「絶対に他の政治団体を組織、或いは加入しない」⁽³⁵⁾ことなどの改正案を提案した。すなわち、「跨党」問題はここで

決着され、その後は黨員の純化が計られていく。したがって、中国国民党の黨員数を分析する際、「跨党」を容認していた一九二四年一月から二八年一月までのデータは、当然その問題に抵触してくるのである。その後国民党は黨員になるための資格審査、訓練を強化したが、黨員にかんする規定は基本的には変わらなかった。

一九二九年三月の三全大会において修正された「中国国民党総章」（三月二七日採択）の第一章「黨員」第一条には、「本党の党綱を接受し、本党の決議を實行し、本党の規律を遵守し、本党の義務を履行することを志願し、入党を請求し、本党の許可を経たるものは、性別を問わず、本党黨員となるを得る」とあり、一全大会決議の「党工作への参加の義務」を謳い、基本的に国共合作の遺産を引き継いでいることが分かる。新たに追加されたことは、「黨員」（二十歳以上。予備黨員として一年間の訓練を受けた者）と「予備黨員」（十六歳以上。黨員二人以上の紹介を経る）にかんする規定であるが、これは二期四中全会の決議を受けたものであり、黨員の純化と精鋭化を重視する蔣介石の政策を反映している。また、党費にかんする規定は、一全大会のものをそのまま踏襲しているのである。このことは、中国国民党において、反共・分共が必ずしも完全な制度改革に繋がらなかったことの一つの現れと見ることができる。

四 三期三中全會から六全大會まで

中国国民党においては、一九二八年から黨員の純化が計られ、黨員になるための資格を厳格にし、訓練を重視する政策を採った。そのため、黨員数は国共合作時に比べて激減していた。その理由には、入党の規制強化の他に次

の理由が考えられる。(一)一九二八年以降も中国国民党内においては、国民革命は継続革命と認識されていたが、一般には国民党は革命党から執政党へと転化したと認識され、審査と訓練を受け、党の工作に参加する必然性が社会において承認されにくかった。すなわち、蒋介石の理想とする黨員補充は、革命期及び動乱期にこそ有効であり、国家建設期には不適當であったのである。その意味では、一般に認識された時代の趨勢から外れていたということが出来る。(二)国民政府は二八年六月の北伐の完成で一応全国を統一したが、実態は多くの省を地方の軍事指導者たちに掌握され直接影響力を及ぼすことのできる地方は極めて限定されていた。彼らは国民政府と連帯したが、国民党の組織及び黨員の増加にはかえって抵抗し、阻止する行動にでた。⁽³⁷⁾そのため、地方における黨員の増加率は極めて低く、特に北方にその傾向が強かったのである。(三)国民党は「以党治国」を謳っていたが、国家の社会的資源を独占するには至らなかつたために、黨員との間に順当な「パトロン・クライアント」関係を結ばず、黨員に一方的な負担を強いる形になつた。

以上の理由から南京国民政府下においては発足から数年間、中国国民党は黨員を全国レヴェルで増やすことができない状況にあつた。この状況を改善し、黨員を網羅的に拡大しようとする動きがでてきたのは、一九三二年に入つてからである。この時期の政治状況は次のように分析することができる。すなわち、二九年二月から始まつたいわゆる「反蔣戦争」が三〇年末に蒋介石の勝利で収束し、国民政府は一応の統一と安定を達成した。ここで、国民政府内部には二つの潮流が形成される。一つは蒋介石による中央集権化構想であり、一つはいわゆる党内民主グループによる近代的国家建設構想である。前者は蒋介石が党の国家に対する優位性、中央の地方に対する優位性によつ

て、「以党治国」を確立しようとした動きであり、それには蒋介石個人への権力の集中という付帯要件も内包されていた。これを実現するため、蔣は更なる軍事的統一、すなわち権力外の対抗勢力（共産党）の一掃を目指した。これに対して、後者は蒋介石個人への権力の集中を回避するため、集団指導体制を押し進め、権力の分散を計り、党内外から専門家を募って国家建設を押し進めようとした。彼らは「平和と民主」を主張し、蒋介石の軍事行動と個人独裁を牽制しようとした。この問題にかんしては、他稿で既述したので、詳述は避けるが、この対立は三一年一月一五日蒋介石が国民政府主席兼行政院長の職を辞し、二度目の下野を通電することで決着を見るが、その後国民政府においては蒋介石の意に反した制度化が完成していくのである。そのうちの一つが、黨員にかんする規定の大幅な改訂であった。

蒋介石は一九三一年五月五日政敵・胡漢民を監禁することによって国民会議を主導的に開催し、「訓政時期約法」を通過させる。五月二五日これに反発した孫科・汪精衛らが広州に国民政府を樹立し、南京討伐を宣言する。同日南京の中央党部において、丁惟汾は「総理は本党の総理であり、総理の主義政策は本党の主義政策になつていたが、（国民会議が開催された後）総理は全国民の総理であり、総理の主義政策は全国民の主義政策となつた。（いまや）全国国民は均しく本党の予備黨員となつた」と演説した。丁惟汾は全国が南京の下で統一されたことをアピールし、「広東事件は極僅かの少数の人間が関係しているにすぎない」ことを強調した。⁽³⁹⁾この時点で南京の中央党部は「国民皆黨員」の方針を打ち出していたが、そのための条件は蒋介石の主張するように訓練を経、党の工作に参加することのできる黨員の養成であった。蒋介石にとって、この時期はまだ非常事態下にあつたのである。

一九三二年九月一九日の滿州事変後南京においてはこの機運がより濃厚になる。一〇月五日に開催された総理記念週中央執行委員会において、于右任は丁惟汾、陳果夫らと次のような声明を発表した。それは、「中国国民党と中華民國は同一の生命体であり、本党の存在があつてはじめて、中華民國が存在する」として、「以党建国・以党治国」を強調し、「およそ三民主義に対して自己の心力と生命を貢献しようとするものは、黨員である」との方針を打ち出した。そして、「黨員は党の命令を受けたとき、絶対に遵守し、絶対に執行しなくてはならない」ことを強調したのである。⁽⁴⁰⁾これはまさに「孫文型」黨員規定の一時的復活を意味する。更に、蔣介石は一月二日国民党府記念週において、「個人を犠牲にして」も、「党の団結を達成し、党章を遵守する」ことの重要性を訴え、自らこの原則を守ることを強調し、下野の意志があることを報告した。⁽⁴¹⁾蔣は黨員に先立ち自らこの精神を実践して見せたのである。

一九三一年十二月一日蔣介石は辞任声明を全国に向け通電したが、ここで蔣は最も重要なことは、党の団結を実現することであり、党の団結なくしては党国の危機を救うことはできない。党の団結の促進のため、自らは「個人を犠牲にして」辞任するが、「辞任後も自らは国民としての天職と黨員としての責任は尽くしていく」覚悟であると述べた。⁽⁴²⁾この辞任声明を受けて、国民政府では新しい制度化が始まる。中央の権力機構に関しては、他稿で述べたので、ここでは黨員にかんする規定の大幅な改定を述べる。

一九三一年十二月二四日中国国民党は四期一中全会を挙行し、孫科を中心として政治改革案を採択し、修正国民政府組織法⁽⁴⁴⁾を公布した。これは、国民政府主席を任期二年の行政責任のない国家元首にすること、行政院に實際の

行政責任を負わせることなど民主的近代国家の体裁を整えるための制度化であった。ここで注目すべきは、行政院各部長の人事にかんする規定の改定である。それは、当該部長の人事にかんしては、「人才主義」を採用し、国民党員に限定せず、広く人材を求めるというものであった。二八日一中全会第四次会議は大会宣言を決議したが、ここでは「中華民族の生存と中華民國の独立を謀るために……庶政を公開し、須く人材を集中し、国難に当たらなくてはならない」ことを強調した。また、国難会議と国民救国会議の目的が（一）全国の専門的人材を集中する計画、（二）人民の意見を集中することにあることを明確にし、これこそが「民主政治の原則」を実現する手段であることと主張した⁽⁴⁵⁾。また孫科は、一中全会「閉会の詞」のなかで、「人員を遍く運用し、直接民権を實行し、民主政治を完成しなくてはならない。訓政は一種の革命的手段にすぎず、憲政は革命の目的である」と述べ、国民党がすでに革命段階から憲政の準備段階に入ったとの見解を示した。国民党はこのような機運のなかで、国民党外からも国家建設に必要な人材を募集することのできる体制を整えたのである。

このような国民党組織法の修正は、国民党の組織法にも大きな影響を及ぼした。改革の中心の一人となった居正は、民衆を基礎とすることの重要性を強調し、外に開かれ、内に団結した党を目指す⁽⁴⁶⁾と述べた。四全大会後中国国民党においては、「党内同志の団結」の強化と「党外人士の吸収」の促進が最大の課題となった。そして、「社会生産事業及び自由職業」「公務人員及び公益事業」中の「優秀分子の吸収」を「歴史上重大な使命」とし、全国の才知を党に結集させ、「党の新細胞を増殖させる」方針を明らかにしたのである⁽⁴⁷⁾。具体的にその対象となる基準は、（一）主義を信仰し、党のために努力することを決心する者（二）人民団体中であつて活動能力を有し、団体のた

めに公正無私に服務することのできる者 (三) 社会事業に熱心で、犠牲的精神に富んでいる者 (四) 革命思想及び経験に富んだ学識者 (五) 民衆の苦痛の来源及び自身の責任を了解できる者 (六) 社会的に豊かな経歴と名望を有し、品格端正な者 (七) 実際に愛国運動に参加している者⁽⁴⁸⁾であつた。特にこの基準は、辺境などそれまで党员数が少なかつた地域に重点的に適用されたのである。⁽⁴⁹⁾すなわち、中国国民党はこの時点で第一次国共合作によって導入された「レーニン型」党员規定を捨て、「メンシェヴィキ型」党员規定に戻つたということが出来る。この改訂の背景には、国民党中央が当時の現状を革命状況から国家建設への移行の時期と判断し、国家建設に必要なテクノクラートを党に取り込もうとしたこと、「革命党」のイメージを払拭し、外に開かれた党をアピールしようとしたこと、いっこうに達成できない党の全国展開対策により現実的な方法を導入しようとしたことなどの理由があつたと思われる。

さらに、孫科は一九三二年四月二四日上海で開催された四期三中全会において、党员の「社会職業生活及び職業団体への参加を奨励するを以て、党员の独立精神を回復させ、民衆を指導する地位を獲得」させるべきことを主張した。孫科はこのことが孫文の遺教である「党の民衆的立場」の回復に繋がるとしたのである。⁽⁵⁰⁾孫科のいう「党の民衆化」は、党员の社会への放出に依つた。すなわち、中国国民党中央は一定の社会階層から広く党员を募集し、それらの党员を社会へ還元することによつて、一気に「党の社会化」を図ろうとしたのである。ここでは民衆を訓練して党へと動員するプロセスは割愛され、エリートによる民衆の指導のみが重視されるようになった。そして、それらのエリートはそれぞれの専門分野での活動を優先することが許され、党の工作への参加の義務は極小化もし

くは撤廃されたのである。

このような国民党中央の政策に対して、一九三二年三月六日中央政治会議において軍事委員会委員長として復職した蒋介石は、五月二日中央軍官学校で演説を行い、「我々の党を守る為には実行主義が必要である」として、主義の実行の必要性を強く訴えた。また、孫文の遺教を守ること、実行することこそが重要であり、解釈もしくは「空論」にのみ終始し、実行しない現在の党の状況は、「我々の総理の遺教に違反している」として強く党執行部の政策と党員の傾向を批判した⁽⁵²⁾。しかし、当時の蒋介石には中央において政策決定に関与する権力はなかったのである⁽⁵³⁾。中国国民党において、党員はますます「工作」への参加から遠のき、各所属党部にすら参加しない傾向になっていった。このような状況において、蒋介石にとつての党員は、もはや彼の押し進めようとした「革命」を担う要員及び国家建設の基層単位とはなり得なかつたのである。

このような局面を打開するため、蒋介石は一九三四年二月一九日南昌で新生活運動を発動することで直接民衆の訓練に乗り出し、三七年九月国民党国防最高会議主席就任で中央権力を一応掌握すると同時に、自らの理念に忠実な党員補充のための組織である「三民主義青年団」の結成に乗り出したのである。いわゆる三青团は、呉鼎昌が「蒋介石青年団」と改称してはどうか⁽⁵⁴⁾と建議したといわれる程に蒋介石個人の色彩が濃厚な組織であった。蒋介石は「全国の青年は三民主義青年団に対して一様に入団の権利を有している、と同時に入団の義務を有している。……中国国民党と三民主義青年団とは……一体化した組織である」と述べ、三青团が国民全体に開かれた組織であり、国民党員になるための公式なルートであることを強調した⁽⁵⁵⁾。三青团成立から、中国国民党のリクルートメントは、

テクノクラートと三青团という二つの異なったルートをもつようになるのである。

五 六全大会以降

中国国民党の党員にかんする規定は、正式には、⁽⁵⁶⁾一九四五年五月五日から重慶で開催された国民党六全大会で修正採択された「中国国民党総章」において大幅に改定された。⁽⁵⁷⁾そこで謳われた党員規定には、「およそ本党の党綱を接受し、本党の決議を履行し、本党の規律を遵守し、本党の義務を履行することを志願し、規則にしたがって入党申請し、本党の許可を経た者は、党員である」とある。すなわち、ここには党決議実行の義務の復活が見られる。これは、三一年以前の党員規定の復活であると同時に、蒋介石の党員にかんする理念型の具現化でもあった。蒋介石は三八年三月二九日から漢口で開かれた国民党臨時全国代表大会において国民党総裁に選出された。ここでは総裁が党章に定められた総理の職権を代行することが定められ、蔣は念願の党内における権力を確立することとなった。しかし、この段階では汪精衛との同盟関係を重視した蒋介石は、党規約の全面改定にまでは踏み切らなかった。ここでは「青年団」の設立とそれを党の基礎とすること、党員の訓練と監察を重視することのみが謳われただけであつた。⁽⁵⁸⁾

蒋介石の党員にかんする基本的概念は、臨全大会後の七月に制定・公布された「三民主義青年団団章」のなかで復活する。その直前の「団章」制定の主旨説明のなかで、蒋介石は「抗戦に必勝し、建国を必ずや成就せんとする」ならば、「今まさに徹底的に改革し、規律を尊重し、厳格に訓練しなくてはならない」と述べ、「抗戦と建国」を同

時進行させるためには、青年の動員が必要であることを強調した。そして、団員となった党員は「忠党愛を包含する」「厳格な軍事訓練」と「政治訓練」を受け、「労働服務」に徹し、専門的「生産技術」を修得して、「国家建設の加速」に貢献するものとされた。⁽⁵⁹⁾ ここには蒋介石独自の理念と孫科等が主張していた点——国家建設のためのテクノクラートの党への動員——の受容が見られたのである。すなわち、蒋介石は三青团においてテクノクラートを養成するという方針を述べることで孫科等の主張に対応しようとしたのである。ここからすると、「抗戦建国」は当時国民党が一致して抗日を闘うための党内調整のための発想であったともいえる。なぜなら、国民政府における国家建設の整備は、三一年の四全大会直後から開始され、着実に成果を上げ、軽視できないものとなっていたからである。しかも、それは蒋介石の中央不在という状況下で行われたものであった。⁽⁶⁰⁾

中国国民党は、一九三一年一月の四全大会において、国家建設に堪ふる基本的方針を採択した。国民政府がまず着手したのは、「国民生計」と「国民教育」の整備であった。⁽⁶¹⁾ そこには、工業の発展の基礎としての農業経済の発展、中央銀行の地方への進出を含む金融の整備、鉄道網の地方への伸長・整備、水利建設、税制の中央による統一・整備、辺境の開拓、「真正な三民主義教育」を完成するための大学・専門学校・師範学校・社会人教育の整備計画、また農村教育の充実、義務教育の導入計画等⁽⁶²⁾が謳われた。そして、それらを円滑に実施するための法律が戸籍法⁽⁶³⁾を初めとして、次々と成立していった。また、外交面でも満州事変を契機に国連外交が本格化していった。⁽⁶⁴⁾ それらの原文・法案の作成、実施に大量のテクノクラートが必要とされ、投入されたのである。三一年の党員にかなする規約の改正はこのような状況を背景にしていたということが出来る。

しかし、先に述べた蔣介石の主旨説明にもかかわらず、「三民主義青年團團章」には蔣の基本概念が現れている。その目的は、「革命青年の團結を以て、三民主義を力行し、國家と民族を防衛」することにあり、團員は入団時「余は三民主義を力行し、團長の命令に服従し、團章を厳守し、決議を執行し、新生活言条を實踐することに至誠を尽くすことを以て、國家に忠を尽くし、人民に服務し、勞を厭わず、犠牲を惜しまないことを誓う。もし、この誓詞を違えたときは、嚴重なる制裁を受けることを願う」という宣誓をおこなった。⁽⁶⁵⁾ ここには國家建設にかんする内容はまったく見られず、「典型的」革命黨員の養成という目的のみが強調されている。このような蔣介石の理念に基づき、國民黨中央は黨籍の整理に着手し、「(これまでの黨員は)精神が散漫で、力量が弱く、積極的に民衆を指導することができず、……党と黨員との関係も密接ではなく、黨員は党の組織から遊離していた」ことを批判し、今後「黨員は区分部に隸属すること」「党費を納めることを黨員の義務とすること」「黨員は入党後党を家庭とし、革命はその終身事業とすること」等を主張した。⁽⁶⁶⁾ ここで明らかにしたことは、党費の未払い問題であるが、更にここでは黨員は積極的に党の費用を寄付すべきことが強調されたのである。

團費にかんする規定は、「團章」の一つの特徴をなしている。そこでは、「本団經費は團費及び献金を以てこれに充てる」「本団團員は、入団時入団費二角を納める」「本団團員はその収入に合わせて月費を納める」ことが定められたが、最後に「本団は必要に応じて寄付金を徴収することができる」という条項が付け加えられた。⁽⁶⁷⁾ すなわち、團員には工作への参加の義務と同時に団の維持費の負担という責務が課せられることとなったのである。これは明らかに先に述べた「孫文型」黨員規定の再生であり、蔣介石の本音はここに見ることができる。そして、ここで蔣

によって作り出された党の性格は、ある意味では大陸時期の中国国民党の失敗の大きな要因の一つとなっていくのである。

このような姿勢は、中国国民党六全大会で修正採択された「総章」における党費の規定にも反映していく。そこには、「本党経費は、黨員が納める党費、上納金、特別寄付金及びその他の収入によってまかなわれる。」「党費の額は中央執行委員会の定めることとする。」「黨員は三ヶ月党費を納めざる時は、その黨員資格を停止される」とある。⁽⁶⁸⁾ここからは、国民党が資金繰りの厳しさを黨員に転嫁していこうとする意図と黨員の党費未払いの深刻さがわかるのである。

中国国民党は六全大会において、党費にかんする決議案を「総章」から独立させて採択した。国民党がこの問題をいかに重要視していたかがここからも窺い知れる。それまでの規定と異なつて、注目すべき点は以下の点である。

(一) 各級党部の機構を簡略化し、徹底した経費節減を唱えていること。本来国民党の支部は、中央からの補助金と党費によつて運営されるとされてきたが、この原則は一九三二年頃から崩れ始め、有名無実化していた。⁽⁶⁹⁾各支部はいずれも財政難に苦しんでいたのである。(二) 「各級党部の工作員は、少数の専任人員を除いて、均しく無給とする」ことを決定したこと。すなわち、この後党務は完全な奉仕活動となっていくのである。⁽⁷⁰⁾(三) 「党証費(新規黨員に党証を与えるときに徴収)」の新たな設置、党費を一人月額五元に増額、寄付を毎月実収入に合わせて徴収、また臨時特別献金を区分部の責任で徴収するなどの政策の導入を決定したことである。更に、国民党は「寛壽基金」という基金・百萬元を發動し、黨員の財力に合わせて徴収し、それを各生産事業に充てようとしたのである。⁽⁷¹⁾この

ように、国民党員はその後それまでの数十倍もの財政負担を背負うようになっていくのである。

以上のような決定にもかかわらず、国民党はなお党員募集の第一の目標を「農工婦女及び青年の大量吸収」にあげている。⁽⁷²⁾これは、国民党の開催を念頭に置いてのことと思われるが、政策的に極めて矛盾していることは明らかである。六全大会以後国民党はこのように不整合な政策を次々と出し、実質的には内部分裂を起こし、大量の党籍離脱者を生み出す。例えば、一九五二年一〇月の台北における国民党七全大会の「党務報告」で公表された、中央監察委員会処分の党員名簿だけを見ても、正式処分者は一八八六人あり、内三六パーセントにあたる六八三名が共産党に入党していったのである。⁽⁷³⁾このような処分者名簿は、一九四七年頃から「中央党務公報」に毎回掲載されるようになるのである。

このような傾向は内戦期に入るとますます増長される。党籍の整理は強化され、日常的に党籍剥奪者、もしくは離党者を出すようになる。蔣介石はこの時期「党と党員は密接な関係にあり、運命共同体である」ことを強調し、⁽⁷⁴⁾党にたいする「奉仕と信仰」の必要性を強調した。そのために、党員は更なる労働奉仕と献金を要請されたのである。そして、一九四六年四月には党員に特別寄付金・二百億元を課し、「党員特別捐勸募総隊」を組織し、寄付金の額に合わせて、報償として「総裁直筆の感謝状と党史記念書」を送付するなどして強力に目標額を徴収していった。⁽⁷⁵⁾四六年七月には党費は月二百元に引き上げられ、⁽⁷⁶⁾わずか八ヶ月後の四七年三月には月一千元に引き上げられたのである。⁽⁷⁷⁾このことは、党費の急騰と同時に当時の物価上昇率の凄まじさをも髣髴とさせる。そして、この時期になると、党費未払いのため党籍を剥奪される党員が急増し、⁽⁷⁸⁾有力な資本家達の香港・アメリカへの脱出が顕著になっ

ていく。そして、この傾向は内戦の進行と共に更に強くなっていったのである。それでもなお、国民党は黨員募集の第一の目標を農民・労働者においていた。国民政府は土地改革の必要性和農民の生活水準の向上、農村自治の完成等を訴えたが、それを「民主的手段で遂行する」ためには「切実に金融力に頼ら」ざるを得なかったのもまた事実であった。⁽⁷⁹⁾ 国民党は反蔣戦争、剿共戦、日中戦争、内戦と、度重なる戦闘で国家予算を使い果たし、数々の有効な政策も資金不足のため実行されないままであった。日中戦争終了後国民党は資金調達の矛先を黨員に向けたが、そのことが本来内戦において最も依拠すべきであった黨員の大量離脱を招いたのである。

五 結 語

中国国民党において、現在残されている比較的正確な黨員数の統計は、土田哲夫氏がすでに述べているように、一九二六年のものが最もふるい。⁽⁸¹⁾ それ以前の黨員数にかんしては、二一年の統計が概算ではあるが残されている。⁽⁸²⁾ それによると、総黨員数は一四万六八〇〇人であった。国共合作下にあつた国民党中央組織部がおこなつた調査によると、二六年一〇月の総黨員数は、三二万七七八人であつた。⁽⁸³⁾ この急増の原因には、前述したようにこの時期は跨党が許されていたことと、農民協会などの組織ぐるみの加入が一般的であつたことが考えられる。しかし、清党後の黨員数は「問題の所在」で述べたように、党証発行黨員数が一三万四五〇九人と厳選され、ほぼ二一年の水準に戻っている。

その後、国民党はほぼ毎年黨員数の調査をおこなっている。一九二九年には二七万六〇二八人、三〇年には二七

万〇四六九人、三一年には二七万六七三七人と横這い状況であつた。⁽⁸⁵⁾その後四全大会の黨員規定改正後黨員数は確實に増加していく。三二年末には一年で約二万人の正式黨員が増え、予備黨員も六万一八〇七人を数え、それ以前より約三万五千人増加している。⁽⁸⁶⁾そして、次の党規約改正となる四五年五月の六全大会時には一九七万〇一八〇人になつていた。⁽⁸⁷⁾三一年の党規約改正が黨員の数的動員の一因となつたことは明らかである。

しかし、このような黨員の増加が党組織の強化には必ずしも繋がらなかつたことは、前述した通りである。ただ、この時期国民政府の国家建設面ではテクノクラートの動員と重用が大きな成果を上げ、近代国家建設に必要な基礎的要件を整えることができた。人民共和国はこの時の遺産の多くを引き継ぎ、さらに彼らの多くは人民共和国にとどまり、中共の下で引き続き国家建設に参与したのである。したがって、中国という一つの国家体系を視野に入れた場合、三一年に孫科等の中国国民党中央が実行した政策は重要な歴史的意義をもつことになる。

中国国民党は蒋介石指導の下、六全大会において党規約を改正する。黨員にかんする規定は、いわゆる「孫文型」黨員規定への回帰であり、黨員に自己犠牲と重い財政負担を強いるものであつた。この時期国民党は一般黨員の募集に見切りをつけ、組織ぐるみの参加をねらい、党団の発展、鉄道・道路・海員・工会などの特別党部の発展による新規黨員の確保に奔走した。しかし、このような現実には蒋介石の主張する「党への信仰」を引き出す状況とはかけ離れていた。三一年の黨員規定改正によって動員された専門家達は規制強化と負担の重圧に耐えることはできなかった。国民党は離党者の急増に悩まされることとなる。結果的にいうと、大陸時期の最終段階で国民党は黨員の「信仰」を引き出すだけの「現世の福利」を差し出すことができず、一方的な犠牲を強いただけであつた。このよ

うな状況下、蔣介石と共に台湾に移住した党员は、七万二四二六人であり、南京国民政府発足時の約半数にすぎなかったのである。

註

- (1) 小島朋之「中国共產党」(「中国総覧」一九九八年版、霞山会、一九九八年)二二頁。
- (2) John Wilson Lewis, *Leadership in Communist China*, Cornell University Press, 1963, 110~111pp.
- (3) 党証は、中国国民党中央が審査し、合格したものにのみ与えられた。この時点での登記党员と党証授与党员との数の差異の理由は、審査中の場合と不合格の場合との両方がある。「全国総登記最近概況」、「中央週報」第二八期、一九二八年二月一七日、一〇三頁。その他、海外各級特別党部、七万、軍隊特別党部、七万がいた。
- (4) 内政部統計司編「民国十七年各省市戸口調査統計報告」、一九三二年、二頁。
- (5) 組織問題については、他稿で論じる予定である。因みに、中国国民党の末端組織である「区分部」は、党员五名によって設立される規定であった。したがって、党员数の不足は当然組織数の不足にもつながったのである。
- (6) 「中国国民党総章」は一九一九年一月一〇日に制定された「中国国民党規約」を孫文自らが改修したものであり、二〇年一月九日に発表された。その後二三年一月一日、二四年一月二八日(於一全大会)、二六年一月一六日(於二全大会)に修正公布されている。
- (7) 丁丁編「中国国民党的組織法」、上海大東書局、一九二八年。
- (8) 丁丁(丁嘉樹)筆者注)は、一九二六年「革命文学論」を出版し、当時は左翼作家の代表的存在であった。丁は一貫して汪精衛の側近として活躍していた。丁丁にかんしては、『抗戦時期淪陷区文学史』、成文出版社、台北、一九八〇年、九五~九六頁。
- (9) 丁丁、前掲書、一八~一九頁。
- (10) 『国民党組織與訓練』訓政叢書之四、民徳書局、一九二七年。
- (11) 同右、七頁。
- (12) 同右、七頁。ここでいう「中国国民党総章」第一条に

- は、「中国国民党は、性別の区別なく、およそ本党の党綱を接受し、本党の議決を實行し、本党所轄の党部に加入し、時に依り党費を修めることを志願するものは、均しく黨員となることを得る」とある。これは国民党二全大会において採択されたものを、二全大会が引き継ぎ、ここに至った。
- (13) 「中国国民党通告及規約」(一九一九年一月一日)、中山大学歴史系孫中山研究室他合編『孫中山全集』第五卷、中華書局、北京、一九八五年、一二七―一三〇頁。
- (14) 「檀香山興中会章程」(一九九四年一月二四日)、同右第一卷、一九二〇頁。
- (15) 「香港興中会章程」(一九九五年二月二日)、同右、二二―二三頁。
- (16) 「中国同盟会総章」(一九〇五年八月二〇日)、同右、二八四頁。
- (17) 「中華革命党総章」(一九一四年七月八日)、『中央党務月刊』第一期特載、一九二八年八月、六頁。
- (18) 今井駿他『中国現代史』、山川出版社、一九八四年、一一二頁。
- (19) 「中国共産党第二次全国大会決議案」(一九二二年七月)、中央檔案館編『中共中央文件選集』第一冊、中共中央党校出版社、一九八九年、九八頁。
- (20) 「中華革命党総章」、前掲書、六頁。
- (21) 波多野乾一『中国国民党通史』、大東出版社、一九四三年、二三三頁。
- (22) 『広州民国日報』、一九二三年一月三日。
- (23) 朴庵(橋樑のペンネーム——筆者注)『孫文の赤化』、『京津日日新聞』掲載日不詳。——山本秀夫編『橋樑と中国』、勁草書房、一九九〇年、二七五頁。
- (24) これまで中国国民党の支部は基本的には黨員からの納入金でまかなわれ、基本的には独立採算制であった。
- (25) 党費にかんする規定は、一九二三年一月一日から広州の高等師範で開かれた「中国国民党広州市全体黨員大会議」で採択された「中国国民党章程草案」ですでに決定していた。この時、譚平山は「愛国的な一切の小農を含む中小ブルジョア階級」との連合の必要性を訴えた。党費の改正はこのような背景から決定されたものである。——「中国国民党章程草案」、『国民党週刊』一九二三年一月二五日、譚平山「国民党改組中応注意諸点」、『国民党週刊』一九二三年一月二五日。
- (26) 「中国国民党総章」はその後、一九二九年三月の三全大会、三八年四月の臨時全国代表大会で修正されたが、党費にかんする規定には修正が加えられなかった。三八年

「総章」は『中央党務公報』第七卷第二期、一九四五年二月一日の「附載」にある。

(27) 「総理致開會詞」、「中国国民党全国代表大会會議録」(Hoover Library 所蔵)、出版社等不詳、三頁。

(28) 「総理閉會詞」、同右、五九一六一頁。汪精衛は一九二七年の分共の説明にこの言葉を用いて説明している。

——拙稿「南京国民政府の正当性の確立について」(『アジア研究』第四三巻四号、一九九七年七月)七九一八〇頁。

(29) 同右、五九頁。

(30) 『中国国民党全国代表大会會議録』(Hoover Library 所蔵)三九一四一頁。

(31) 周枚蓀「党権底制度化」、「中央日報」一九二八年二月八日。

(32) この点に関しては、拙稿「南京国民政府の中央権力機構の変遷と蔣介石」(小島朋之・家近亮子編『歴史の中の中国政治』勁草書房、一九九九年)で詳述した。

(33) 野村浩一「蔣介石と毛沢東」、岩波書店、一九九七年、六六―六七頁。

(34) 「中国国民党中央執委四次全会宣言」、「中央日報」一九二八年一月九日。

(35) 「中国国民党第二届中央執行委員會第四次全体會議紀」、

『中央日報』一九二八年二月二日。

(36) 「中国国民党総章」、「中国国民党年鑑(民国十八年)」、四五九頁。

(37) この問題にかんしては、拙稿「南京国民政府の北方への権力浸透について」(『東方学』第八七輯、一九九五年一月)で分析した。

(38) 前掲「南京国民政府の中央権力機構の変遷と蔣介石」。

(39) 「国民會議後全国国民均為本党預備黨員」、「華北日報」一九三一年五月二六日。

(40) 「国難中本党與黨員」、「中央日報」一九三一年一月六日。

(41) 「党内団結的先決問題」、「中央日報」一九三一年一月五日。

(42) 「中央臨時常会准蔣中正辭国府主席」、「中央日報」一九三一年二月一六日。

(43) 前掲「南京国民政府の中央権力機構の変遷と蔣介石」。

(44) 全文が『中央日報』一九三一年二月二七日にある。

(45) 「四届一中全会宣言」、「中央日報」一九三一年二月二九日。

(46) 「居正中央週之報告」(続)、『中央日報』一九三一年二月三日。

- (47) 李雲漢主編『中国国民党党務發展史料——組織工作(上)』、中国国民党中央委员会党史委員会、台北、一九九三年、三八四頁。
- (48) 『中国国民党年鑑(民国二十三年)』、一九三四年九月、(乙)二七—二八頁。
- (49) 李雲漢主編、前掲書、三八四頁。
- (50) 「孫科在滬草擬抗日救国綱領」、『中央日報』一九三二年四月二十五日。
- (51) 「中政会推選蔣為軍委員會委員長」、『中央日報』一九三二年三月八日。この時蔣介石を復職させたのは、汪精衛であつた。汪は蔣介石の権力を軍事のみに封じ込めることを条件として蔣を復職させたのである。
- (52) 蔣介石「黨員在危急存亡對於主義更應具堅定的信念對更應竭誠的擁護」、蔣委員長最近講演集」、委員長行宮政訓処、出版年不詳、一一—一五頁。
- (53) 前掲「南京国民政府の中央權力機構の変遷と蔣介石」、第三章参照。
- (54) 王良卿「三民主義青年團與中国国民党關係研究(一九三八—一九四九)」、近代中国出版社、一九九八年、三三六頁。
- (55) 蔣介石『中国之命運』、一九四三年、一九九—二〇五頁。
- (56) 中国国民党は一九三八年七月二八日に開催された中央常務委員会第八七回會議で「徵求新黨員細則」を採択したが、ここにおける黨員規定は、「およそ二十歳以上で本党党綱を接受し、本党決議を實行し、本党規律を遵守し、本党義務を履行することを志願する者は、性別を問わず、均しくその入党の徵求を得る」となっている。これは明らかに「三民主義青年團團章」と符合しているが、「抗戰期間」の臨時的措置として党内では理解されていた。——「徵求新黨員細則」、『中央週刊』第一卷第五期、一九三八年九月五日、三九—一四四—一四五頁。
- (57) 「中国国民党総章」、『中央党務公報』第六次全国代表大會專号——第七卷第六期、一九四五年六月一日、一九—二〇頁。この時で「総章」の修正は四回目となる。採択は一六日。
- (58) 包清岑「中国国民党臨時全国代表大会輯要」、抜提書店、武昌、一九三八年、二八—二九頁。
- (59) 「蔣团长為三民主義青年團告青年書」、『中央週刊』第一卷第四期、一九三八年七月二八日、一〇—一〇二頁。
- (60) 前掲「南京国民政府の中央權力機構の変遷と蔣介石」、一一八頁。
- (61) 「民生計實施方針原文」「国民教育實施方針原文」、

『中央日報』一九三二年二月十八日。

(62) 徐慶譽「十年建設計画(統)」、『中央日報』一九三二年一月二十七日。

(63) 「戸籍法」は、一九三二年二月五日立法院を通過した。その目的は、主に人口・性別・年齢・職業統計調査等の国民の基礎的数値の把握の爲とされた。——「戸籍法全文」、『中央日報』一九三二年二月七日。

(64) 拙稿「蒋介石の外交戦略と日本」(『近きに在りて』第三三三号、一九九八年五月)一〇一―一二頁。

(65) 「三民主義青年団団章」、『中央週刊』第一卷第四期、一九三八年七月二十八日、一〇三頁。

(66) 「中央組織部為奉行黨員総報到告黨員書」、『中央週刊』第一卷第八期、一九三八年九月二十九日、三九―四二頁。

(67) 前掲「三民主義青年団団章」、一〇四頁。

(68) 前掲「中国国民党総章」、二八頁。

(69) この問題にかんして、孫科は一九三三年四月二十四日三期三中全会で採択された「抗日救国綱領」のなかで、「党費は黨員の自己負担によるべきであり、国家予算もしくは地方予算を支出すべきでない」ことを主張している。これ以前から党支部の運営は中央にとって大きな負担となっていた。——「孫科在滬草擬抗日救国綱領」、『中央日報』一

九三二年四月二十五日。

(70) 南京国民政府発足時、党務専任者は南京市の場合、全就業黨員の約十九パーセントを占め、彼らに支払われる給与は歳出の大きな部分を占めていた。——「京滬黨員統計」、『中央週報』第一五期、一九二八年九月一七日、二―三頁。

(71) 「關於籌措党費之決議案」(一九四五年五月一七日通過)、『中央党務公報』第七卷第六期、一九四五年六月一五日、四三―四四頁。

(72) 「關於健全党務及党的組訓活動等之決議案」(一九四五年五月一七日通過)、『中央党務公報』第七卷第六期、一九四五年六月一五日、三五頁。

(73) 除籍理由のその他のものには、青年党、民社党への参加、汚職、アヘン吸引等があった。——李雲漢主編「中国国民党党務發展史料——中央監察委員會報告(下)」、中国国民党中央委員會党史委員會、台北、一九九六年、一二三五―一三五一頁。

(74) 「総裁在二中全会記念週訓詞」、『中央党務公報』第八卷三・四期「特載」、一九四六年四月一五日、四―五頁。

(75) 「中国国民党黨員特別捐實施綱要」、『中央党務公報』第八卷第五期、一九四六年五月三二日、二〇―二二頁。

(76) 「中国国民党党費及黨員月捐徵收分配辦法」、『中央党

務公報』第八卷第八期、一九四六年八月三十一日、一九頁。

(77) 「關於訓練黨務經費及党政關係之綜合決議案」、『中央黨務公報』第九卷三期、一九四七年三月三十一日、一八頁。

(78) 『中央黨務公報』には隨時処分黨員の名簿とその理由が掲載されている。

(79) 「農民運動實施綱要」、『中央黨務公報』第九卷第三期、一九四七年三月三十一日、一九～二一頁。

(80) ここでいう黨員とは、海外党部・軍隊党部を除く省市党部所屬の一般黨員を指す。この他に特別党部（鉄道・港湾）があつた。国民党の統計は省市党部に特別党部を含んでいる場合が多い。特別・軍隊党部にかんしては、土田哲夫「中国国民党の統計的研究」（『史海』三九号、一九九二年六月）四六頁に詳しい。

(81) 土田哲夫前掲論文、参照。

(82) 拙稿「孫文の北京における死とその政治効果」（『敬愛大学国際研究』第二号、一九九八年一月）一五六頁表四参照。

(83) 前掲『中国国民党黨務發展史料』組織工作（上）、八九頁。

(84) 拙稿「『華北型』農民運動の一考察」（慶応義塾大学法学研究科『論文集』、一九八一年）でこの問題に言及した。

(85) 数字はいずれも前掲『中国国民党黨務發展史料』、一六〇、二八〇、三六七頁。

(86) 二九万六五四四人。同右、四一〇～四一一頁。

(87) 李雲漢主編『中国国民党一百週年大事年表』、中国国民党中央委员会党史委員会、台北、一九九四年、四一五頁。